第　６　号

令和８年度熊本県電気事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度熊本県電気事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

１　追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
情報処理関連業務	令和９年度	千円 8,400
事務機器等賃借	令和９年度 ～令和１３年度	1,750
	年次別内訳 令和９年度 令和１０年度 令和１１年度 令和１２年度 令和１３年度	 350 350 350 350 350

２　変　更

補　正　前			補　正　後		
事　　項	期　　間	限 度 額	事　　項	期　　間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和９年度 ～令和１０年度	千円 284,675	（補正前に同じ）	令和９年度 ～令和１０年度	千円 291,275
	年次別内訳 令和９年度 令和１０年度	 144,675 140,000		年次別内訳 令和９年度 令和１０年度	 151,275 140,000

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬